

各 県 立 高 等 学 校 長 殿  
県 立 東 桜 学 館 中 学 校 長 殿

教 育 長

## 県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について（通知）

（新学期における感染防止対策の取組みについて）

本県では、県内の 10 歳未満～10 代の感染状況は高止まりの傾向が見られ、春休み期間中の帰省や進学・就職等による県内外の人流増や感染力の強いオミクロン株の下位系統「B A. 2」による感染再拡大も懸念されるところです。

学校においては、新学期を迎え、学校活動が本格化することから、生徒の学びを保障していくため、活動制限を段階的に緩和していきながら、感染防止対策と学びの保障の両立を図っていくこととしております。

県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応については、令和 3 年 7 月 5 日付け高教第 366 号に示しているところですが、新学期の感染防止対策の取組みについて、下記により適切に対応願います。

### 記

#### 1 学校生活における基本的な感染防止対策の徹底について

- 別紙 1「クラス内感染防止対策チェックリスト」を活用し、引き続き、担任教員がクラス内の基本的感染防止対策の実施を確認し、管理職に報告すること。

#### 2 校外活動・部活動について

- 感染者が確認されていない\*学校において、以下の制限の下、感染防止対策を徹底の上、実施を可とすること。 ※5日間（文科省で目安とする学級閉鎖期間、土日含む）

##### 【制限の内容】

- ・可能な限りマスクを着用して活動すること。（気温の上昇等により健康被害が懸念され、マスクを外す場合は、会話を控えるなどの対策を徹底）
  - ・参加者を、自校の生徒、顧問、部活動指導員、学校が正式に委嘱した県内在住の外部指導者に限定すること。
  - ・他校との交流については、県内に限り可とすること。
- 部活動を始める前に別紙 2「部活動感染防止対策チェックリスト」(令和 4 年 4 月(新学期)以降版)により感染防止対策を点検し、特に以下について徹底すること。
    - ・活動前に活動場所で顧問が検温を実施する等、参加者の健康観察を徹底し、風邪症状等がある場合には帰宅させ受診を促すこと。特に、オミクロン株の特性を踏まえ、発熱はなくても、咽頭痛(のどの痛み)、鼻汁などの症状がある者がいないか確認を強化す

ること。

- ・ 練習試合等の他校等との交流の際は、参加校同士で検温状況など感染防止対策をクロスチェックすること。
- ・ 感染リスクの高い更衣室や部室の密を避けた使用やマスクを外した状態での会話を控えることについて指導を徹底すること。
- ・ 部活動前後、特に下校時におけるマスク着用の徹底を指導すること。また、部活動前後での集団での飲食は控え、部活動終了後はすみやかに帰宅するよう促すこと。

※ 全国大会等（予選を含む）への出場について

- ・ 大会出場の際は、県外移動も含め可とするが、移動先では感染防止対策を徹底し、大会出場終了後の練習試合等の交流は実施不可とする。（大会出場に向け、ケガ等の事故防止のため現地で練習試合を行うことはその必要性を慎重に判断した上で可能とする。）

### 3 その他

- この通知の取扱いは、新学期開始から当面の間とし、今後の感染状況等を踏まえ、4月下旬を目途に別途通知する。

〈担当〉 教育庁

教職員課	課長補佐（高校管理担当）	猪又 義則（TEL 023-630-2860）
高校教育課	課長補佐（教育担当）	吉田 武史（TEL 023-630-3106）
スポーツ保健課	課長補佐（学体・生涯担当）	石田 充（TEL 023-630-2562）
	課長補佐（保健・食育担当）	小笠原美鈴（TEL 023-630-2892）